＜施設名＞原子力災害時避難計画（作成例）

第１章　総則

（目的）

第１条　この計画は、福島県原子力災害広域避難計画４．８に基づき、＜〇〇施設名＞（以下「施設」という。）における原子力災害対策について必要な事項を定め、東京電力福島第一及び第二原子力発電所の原子炉施設から放射性物質又は放射線が異常な水準で発電所外へ放出されることによる災害から、施設利用者及び職員等を安全かつ迅速に避難させることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この計画は、施設利用者及び職員に適用する。

（施設管理者の役割）

第３条　施設管理者は、本計画に基づき、施設職員を指揮し、原子力災害対策を総合的に推進するために必要な措置を講じるものとする。

２　施設職員は、施設管理者の指揮の下、施設利用者等の人命の確保のため、本計画に基づき、必要な措置を講じるものとする。

３　施設利用者は、原子力災害から身を守るため、施設管理者及び施設職員の指示に従うものとする。

第２章　原子力災害事前対策

（原子力災害対策委員会）

第４条　施設管理者は，原子力災害業務に適切に対応するため、原子力災害対応上の基本的な事項を審議する原子力災害対策委員会（以下、委員会という。）を置く。

２　委員会の委員長は、施設管理者とする。

３　委員会に総括・情報班、教育・訓練班、備蓄班を「原子力災害対策委員会の組織体制（別紙１）」のとおり置く。委員長は各班の班長を定め、班長は委員会の委員となる。

（委員会の開催）

第５条　委員会は、（定例会と臨時会の２種とし、定例会は年○回、臨時会については）委員長が必要と認めるときに開催する。

２　委員会は、次の各号について審議検討する。

（１）原子力災害避難計画の作成、検証及び改定に関すること。

（２）原子力災害時緊急連絡網及び職員招集・参集に関すること。

（３）避難場所、避難経路、避難手段及び避難方法に関すること。

（４）防災教育及び避難訓練に関すること。

（５）施設利用者の情報に関すること。

（６）食糧、飲料水、医薬品等の備蓄、施設利用者移送資機材等の確保に関すること。

（７）その他原子力災害対策について必要な事項に関すること。

（緊急連絡体制及び利用者情報の整理）

第６条　施設管理者は、原子力災害に備え、緊急時における情報伝達の手段及び方法を整備するとともに、施設における原子力災害時緊急連絡体制及び職員招集・参集方法を定めるものとする。

２　施設管理者は、緊急時における施設利用者の家族等への連絡方法を確認するほか、避難先において施設利用者個々の心身の状態等を把握するため、施設利用者の情報をいつでも持ち出せるよう準備するものとする。

３　原子力災害時緊急連絡体制及び職員招集・参集方法は、緊急連絡先一覧（別紙３）のとおりとする。

（原子力防災教育）

第７条　施設管理者は、県及び市町村等の協力を得て、原子力災害についての施設利用者及び職員の理解と関心を高める原子力防災教育を行う。

２　原子力防災教育は、次の各号について行う。

（１）原子力災害に関する基礎的知識

（２）避難計画の周知徹底

（３）原子力災害時に利用者及び職員が具体的にとるべき行動に関する知識

（４）避難先、避難経路、避難手段、避難方法その他避難対策に関する知識

（５）非常持出品の準備等防災対策に関する知識

（６）避難生活に関する知識

（７）その他原子力防災対策について必要な知識

（原子力災害避難訓練）

第８条　施設管理者は、原子力災害時における避難等の防護措置の円滑な遂行を図るため、原子力災害避難訓練を企画するものとする。

２　原子力災害避難訓練は、（年１回以上実施するものとし、）施設利用者及び職員が参加して、情報の伝達、避難誘導を連携して行うものとする。

３　原子力災害避難訓練実施後は、委員会において、その実施効果等の検証を行うものとする。

（備蓄及び点検）

第９条　施設管理者は、食料・飲料水・医薬品等の備蓄、施設利用者の避難に必要な資機材の確保、非常用自家発電機等の整備を行うとともに、これらの点検を定期的に行うものとする。

２　前項の備蓄物資の種類及び数量は、備蓄品・非常持出品リスト（別紙４）のとおりとする。

３　前２項について、施設の防災対策等のため別に備蓄があるときは、これに代えることができる。

（避難先、避難経路、避難手段及び避難方法）

第10条　施設管理者は、原子力災害時において施設利用者及び職員を避難させる場合に備え、あらかじめ避難先、避難経路、避難手段及び避難方法を「避難に関する基本情報（別紙５）」のとおりまとめる。

２　前項で定めた内容は、適切な方法により施設利用者及び職員に周知するものとする。

第３章　原子力災害応急対策

（応急対策本部の設置）

第11条　施設管理者は、国・県・市町村等から、東京電力福島第一及び第二原子力発電所で重大なトラブルが発生したという情報を入手した場合には、施設管理者を本部長とする応急対策本部を設置する。

２　応急対策本部は、「応急対策本部の組織体制（別紙６）」のとおり本部長、副本部長、連絡調整班、安全確認班、応急物資班、避難誘導班、救護班で編成し、副本部長及び各班の責任者で構成する。

（本部長及び副本部長の職務）

第12条　本部長は、避難実施責任者として、原子力災害応急対策全般について一切の指揮を行うものとする。

２　副本部長は、本部長を補佐し、被害状況を取りまとめ、本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を行う。

（連絡調整班の職務等）

第13条　連絡調整班は、原子力事故等の情報を収集した場合は、直ちに本部長に報告するとともに、緊急連絡先一覧をもとに、県保健福祉部担当課や市町村等の災害対策本部等と連絡を取り、正確な情報の収集と避難誘導等の応援要請を行う。

２　連絡調整班は、本部長の指示のもとに、緊急連絡先一覧（別紙３）により、職員等に本部長の指示等を連絡する。

３　原子力事故等に関する情報を収集した者は、速やかに連絡調整班に報告しなければならない。

（安全確認班の職務）

第14条　安全確認班は、施設及び危険物の安全確認、消防用設備の配備、施設内の衛生確保を行うとともに、屋内退避あるいは避難に備えた措置等を講じるものとする。

（救護班の職務）

第15条　救護班は、救急医薬品の確保、救急救護所の設置、負傷者の救出、応急手当及び病院等への移送等を行うものとする。

（応急物資班の職務）

第16条　応急物資班は、食糧、飲料水、医薬品、介護用品、入所者移送資機材、非常用自家発電機等を確保するものとする。

（避難準備）

第17条　本部長は、国・県・市町村等から避難準備に関する情報を収集した場合は、避難誘導班を指示し、利用者の避難準備をさせるものとする。

２　避難誘導班は、本部長の指示に従い、施設利用者に対し現在の状況を伝達するとともに、安全確認を行う。その際、施設利用者に不必要な不安や動揺を与えないよう配慮するものとする。

３　本部長は、避難の実施により、避難しなかった場合に比べて健康リスクが高まる施設利用者を特定し、屋内退避について判断するものとする。また、その中でも医療提供等の面から長期間の屋内退避は困難な施設利用者を特定し、あらかじめ対応を決めておくものとする。

４　本部長は、県保健福祉部担当課に対し、避難する者の情報、避難により健康リスクが高まる者及び長期間の屋内退避が困難な者の有無及び状態、避難に必要な車両、資機材の調達、支援者の派遣など避難に当たって必要となる情報伝達と支援要請を行うものとする。

５　家族等の利用者の引き取りは、家族が直接病院・施設へ引き取りに来た場合にのみ行うものとする。

（屋内退避）

第18条　本部長は、屋内退避指示があった場合は、その指示に基づいて、各班を指揮し、屋内退避のための適切な措置を講じる。

２　各班は、あらかじめ定めた行動チェックリスト（別紙７）を基に活動するものとする。

３　施設利用者及びその付添者等は、職員の指示に従うものとする。

（避難）

第19条　本部長は、避難指示があった場合は、県保健福祉部担当課と十分に調整を行った上で、その指示に基づき、各班を指揮し、施設利用者及び職員を避難させるものとする。

２　各班は、あらかじめ定めた行動チェックリスト（別紙７）を基に活動するものとする。

３　施設利用者は、職員の指示に従うものとする。

４　連絡調整班は、避難先となる施設に対して避難ルート等を連絡する。

５　避難誘導班は、避難車両に同乗して避難中の施設利用者のケアを行う。

　　また、避難完了時には、施設利用者の避難難先及び避難完了時刻を連絡調整班に報告する。さらに、避難後も避難場所における受入体制が整うまでの間、施設利用者のケアを行う。

６　応急物資班は、避難先で使用する物資、資機材等を搬送するものとする。

７　連絡調整班は、施設利用者の家族、県保健福祉部担当課に対し、避難先、避難完了時刻、施設利用者の健康状態等について速やかに報告する。

第４章　避難中の対策

（避難先における施設利用者のケア等）

第20条　避難先における利用者のケアについては、当該施設の施設設備の状況を踏まえて、可能な限り避難前と同レベルのサービス提供に努めるものとする。

２　避難が長期化する場合等には、利用者がより環境の整った施設に転所できるよう検討を行うものとする。

（施設利用者の健康状態の把握・健康管理）

第21条　救護班は、施設利用者の健康状態を把握に努め、適切な食事の提供がなされるよう、県保健福祉部担当課に対し個々の健康状態や栄養管理情報に基づく特別食等の提供を要請したり、医療機関等と連絡を取り合うなど適切に対処する。

（物資及び人員の確保）

第22条　応急物資班は、避難中のケアに必要な物資や、介護職員等の人員の状況を随時把握し、県保健福祉部担当課に対し、不足する物資及び人員の確保を要請する。